



第1章 総則

商号

第1条 当会社は、株式会社オフィスコンクリートと称する。

目的

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット上のホームページの企画立案、制作及び運営
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス
3. 一般印刷物の企画、制作
4. コンピュータソフトウェアの企画立案、開発、販売
5. 屋内外の電飾サイン、イルミネーションの企画、販売、施工
6. アート作品の制作、展示、販売
7. 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催
8. 著述業
9. イベントの企画、立案、プロデュース
10. デザイン家具、デザイン雑貨等の新商品の企画、立案、流通、コンサルティング
11. コーポレイトアイデンティティの構築
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

本店の所在地

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

公告方法

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

発行可能株式総数

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1200株とする。

株式の不発行

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

株式の譲渡制限

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
・株主総会が前項の承認をしない場合には、代表取締役が指定買受人を指定するものとする。

相続人等に対する売り渡し請求

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他一般承継により取得した者に対し、
当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができるものとする

株式等の割当てを受ける権利を与える場合

第9条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、
株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、
株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

株主名簿記載事項の記載等の請求

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、
当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、
若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。
法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

質権の登録及び信託財産の表示

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、
提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

手数料

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない

基準日

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、
その事業年度に関する定期株主総会において権利行使することができる株主とする。
・前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、
取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。





第3章 株主総会



株主総会の権限

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

招集

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

招集手続

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を使用することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- ・前項の招集通知は書面ですることを要しない。
- ・第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を使用することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

招集権者及び議長

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
・取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

決議の方法

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
・会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

株主総会決議の省略等

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を使用することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
・取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

議決権の代理行使

第20条 株主が代理人をもって議決権行使しようとするときは、その代理人は、当該株主の議決権を有する株主1名であることを要する。
・前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

議事録

第21条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。



第4章 株主総会以外の機関

取締役の員数

第 22 条 当会社は、取締役1名以上を置く。

代表取締役

第 23 条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

社長

第 24 条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

取締役の選任

第 25 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
・取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

取締役の解任方法

第 26 条 取締役の解任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

取締役の任期

第 27 条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、代表取締役たる取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
・補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

補欠取締役

第 28 条 取締役の欠員等に備えて行う補欠取締役選任決議は、当該決議後10回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。
ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

報酬等

第 29 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。





第5章 計 算

事業年度

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。



剰余金の配当

第 31 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して行う。
・前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。
・剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。



第6章 附 則

設立に際して出資される 財産の価額又はその最低額

第 32 条 当会社の設立に際して出資される財産の価格は金300万円とする。



設立に際して発行する株式等

第 33 条 当会社の設立に際して発行する株式(以下、「設立時発行株式」という。)の総数は、普通株式300株とし、発起人がその全部を引き受ける。
・発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金額の額は、1株につき金10,000円とする。

発起人の氏名又は名称及び住所、 割当てを受ける設立時発行株式の数等

第 34 条 発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金額の額は次のとおりである。

| | |
|------------|---------------------|
| 住 所 | 愛知県名古屋市中区松原三丁目9番30号 |
| 発起人 | 中居 伊織 |
| 割当てを受ける株式数 | 300株 |
| 払い込む金額の額 | 300万円 |

成立後の資本金

第 35 条 当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払い込みをした財産の額とする。

最初の事業年度

第 36 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成19年5月31日までとする。

設立時取締役

第 37 条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

| | |
|--------|---------------------|
| 住 所 | 愛知県名古屋市中区松原三丁目9番30号 |
| 設立時取締役 | 中居 伊織 |

定款に定めのない事項

第 38 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。